

庁内イントラネットパソコン・モニター広告掲載事業仕様書

名 称	庁内イントラネットパソコン（モニター）	
内 容	市職員が業務に使用する庁内イントラネットパソコンのログオン時及びログオフ時の画面上に広告画像を表示させるもの。	
仕 様	広告	【掲載面・位置】 ・別紙のとおり 【広告用画像データ（原稿）】 ・データの形式 J P E G形式 ・データの画素数 幅 8 5 7 ピクセル×高さ 6 0 0 ピクセル ・データの容量 5 0 0 K B程度 ・データの色 カラー 【枠数】 ・1 枠（1 回の表示につき、4 画像まで設定可能） ※ 原稿枠内に、広告の表示を明記してください。 ※ 広告掲載位置等の詳細は別紙のとおり
	表示台数	約 6 , 0 0 0 台
	表示サイズ	パソコンの全画面の約 5 0 %
	表示頻度	ログオン時及びログオフ時に毎回表示
	表示期間	・平成 3 1 年 4 月 1 日（月）～ 平成 3 2 年 3 月 3 1 日（火） ・平日では約 6 , 0 0 0 台表示されます。 （休日では、休日出勤する職員がいる場合表示されます。）
	表示時間・方法	・ログオン時及びログオフ時ともに 15 秒間、又は利用者が画面上の「広告終了」ボタンをクリックするまでの間のいずれか早い時間です。 ・広告画像は、3 秒で切り替わります。（1 画像しかない場合は、継続して表示されます。） ・広告画像は 1 回の表示につき、4 画像まで設定可能です。 ・画像の表示イメージ、表示方法の詳細は

	別紙のとおりです。
セールスポイント	市職員にターゲットを絞った広告効果が期待できます。
その他留意事項	・ 広告主の選定の際は、事前に市へご相談ください。 ・ 広告内容及びデザインについては、内容により修正をお願いする場合があります。 ・ 広告掲載期間中に、広告内容が不適切になったと市が判断する場合、広告内容の変更をお願いすることがあります。 ・ ホームページにリンクする機能はありません。
広告掲載が好ましくない業種・内容	・ 北九州市広告掲載要綱及び北九州市広告掲載基準に準ずる（内容・デザイン等については事前審査をします）
入稿日 入稿方法等	・ 広告の更新は1ヶ月に2回まで可能です。 ・ 広告主候補について、市が定める期日までに報告してください。 ・ 報告を受け市が審査した結果、広告主として認められた場合は、広告事業者側で広告原稿の電子データを作成してください。 ・ 電子データは掲出する月の前月の20日（当該日が休日等の場合はその直前の開庁日）までに、電子メール又はCD-R等の記録媒体により提出してください。

※ 広告用画像データ（原稿）の作成にかかる費用等、広告掲載に係る費用は事業者の負担となります。

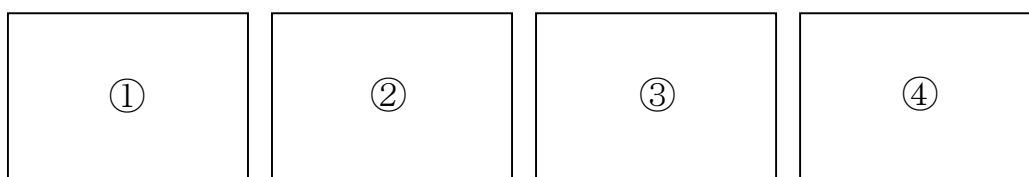
※ 提案価格には上記費用を含んでおりません。

【広告表示イメージ】



- ・ パソコンのログオン時及びログオフ時の待機画面を利用し、最前面に表示されます。
- ・ 15秒が経過、または右下の「広告終了」ボタンをクリックすると表示が消えます。
- ・ 広告は3秒ごとに切り替わり、最大4種類まで表示されます。
- ・ 広告を切り替えたくない場合や、次の広告に進みたい場合は左下の「一時停止」、「次の広告」ボタンで操作できます。
- ・ 広告からホームページ等へリンクする機能はありません。

【画像の表示順】



- ・ 入稿された広告画像に番号を振り、最初に表示される画像をランダムで選択し、以降は番号順に周回します。(例：②→③→④→①)
- ・ 最初に表示される画像は全対象端末ごと及びパソコンのログオン、ログオフごとにランダムに選択されます。表示順の指定や統一はできません。